

大分市交通問題協議会設置要綱

(設置)

第1条 学童・園児の通学通園路等における交通事故防止はもとより広く交通安全対策の徹底を図るため大分市交通問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を調査し審議する。

- (1) 交通安全施設等の整備並びに交通規制等に関する事。
- (2) その他学童・園児の交通安全に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、次の委員で組織する。

- 2 会長は、大分市生活安全・男女共同参画課長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 委員は、次のとおりとする。

国土交通省大分河川国道事務所大分維持出張所長

大分県大分土木事務所企画調査課長

大分県大分土木事務所管理課長

大分県大分土木事務所道路保全課長

大分中央警察署交通第一課長

大分南警察署交通課長

大分東警察署交通課長

大分市市民部生活安全・男女共同参画課長

大分市土木建築部土木管理課長

大分市土木建築部道路建設課長

大分市土木建築部道路維持課長

大分市教育委員会教育部学校教育課長

大分市都市計画部都市計画課長

大分市都市計画部まちなみ整備課長

大分市都市計画部都市交通対策課長

九州旅客鉄道株式会社大分鉄道事業部工務課長

(会議)

第4条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要により委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、大分市市民部生活安全・男女共同参画課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。